

就学援助（新入学児童学用品）の入学前支給のお知らせ

幸手市では、経済的理由で市立小中学校への就学が困難な保護者に、学用品費等の一部を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助費のうち、ランドセルや上履きなどの入学時に必要な「新入学児童学用品費」については、**入学前に支給**します。

支給を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ期限内に申請してください。



1 援助の対象となる方

下記（１）～（３）のすべてに該当する方

- （１）令和９年４月に、幸手市立小学校・義務教育学校（前期課程）に入学する児童のいる方
- （２）令和９年２月１日時点で幸手市内に住所を有する方
- （３）下記の認定基準のいずれかに該当する方
 - ①生活保護法に基づく保護の廃止または停止を受けた方
 - ②市民税が非課税または減免、個人事業税の減免を受けた方
 - ③国民年金の掛金、国民健康保険料、固定資産税の減免を受けた方
 - ④児童扶養手当を受給している方（※児童手当・特別児童扶養手当ではありません）
 - ⑤生活福祉資金による貸付を受けている方
 - ⑥家族（同一世帯）の前年所得の合計が市で定める基準以下の方（※下記「認定基準額」参照）

【認定基準額（認定の目安）】

世帯 人数	家族構成（例）	世帯の所得の認定基準額	
		持ち家の場合	賃貸(家賃５万)の場合
２人	母３０歳・子６歳	約１６０万円以下	約２３０万円以下
３人	父３７歳・母３６歳・子６歳	約２１０万円以下	約２８０万円以下
４人	父３９歳・母３８歳・子１３歳・６歳	約２７０万円以下	約３４０万円以下
５人	父４２歳・母３９歳・子１３歳・１０歳・６歳	約３１０万円以下	約３７０万円以下

* 表の「認定基準額」は、家族構成（世帯員の年齢等）及び住宅状況（持家・賃貸）等により異なりますので、目安としてご覧ください。

* 所得とは、
・給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。
・自営業者の場合、収入金額から必要経費等を差し引いた金額です。

2 援助内容

援助の種類	対象者および金額
新入学児童学用品費	入学予定児童（令和９年４月入学）のみ該当 ６４，３００円（定額）

3 申請手続き

※就学予定児童の兄姉が小中学校に在籍しており、すでに就学援助の“認定”を受けている場合も、申請が必要です。

ただし、下記の「(3) 申請に必要なもの」について③～⑥の添付書類は省略できます。

(1) 申請期間

令和8年10月1日(木)～令和9年1月29日(金) *土・日・祝日は除く

(2) 申請場所

幸手市教育委員会 学校教育課 窓口(幸手市役所第二庁舎2階)

(3) 申請に必要なもの

①申請書(幸手市教育委員会 学校教育課窓口にもあります。)

②振込口座が確認できる通帳等

③賃貸住宅にお住まいの方は、現在の家賃額と契約者名が確認できるものの写し

*賃貸借契約書、家賃の支払通知書等の写し(家賃引き落とし口座の通帳写しは不可)

④児童扶養手当を受給している方は、受給者証の写し(特別児童扶養手当を除く)

⑤減免を受けている方は「減免通知書」等、減免がわかるものの写し

⑥令和8年1月2日以降に幸手市に転入した方は、令和8年1月1日時点の住所地が発行する
令和8年度(令和7年分)の住民税決定通知書または**所得証明書**(所得額、扶養人数、社会保険料控除、生命保険料控除等が記載されているもの)

《ご注意》 収入の有無にかかわらず、令和7年分の所得の申告を必ず済ませてください。

未申告の場合は、申請していただいても認定できません。

4 審査結果の通知、支給方法

○令和9年2月下旬に、審査の結果(認定・却下)を申請者全員に通知します。

○認定された方には、令和9年3月中旬に、申請書にご記入の金融機関口座に振り込みます。

5 注意事項

(1) この申請の対象経費は、**新入学児童学用品費のみ**です。令和9年度 就学援助費(学用品費等)を希望する場合は、**入学後に改めて在校生向けの申請書類等をご提出ください。**
入学後の就学援助では「新入学児童学用品費」は、支給されませんので、希望する方は必ず、この申請をしてください。

(2) 受給後に市外転出等で、幸手市立小学校・義務教育学校へ入学されない場合は、援助費の返還は求めませんが、重複支給にならないよう転出先市区町村に支給した旨を通知します。

【お問合せ先】

幸手市教育委員会教育部学校教育課
電話 0480-43-1111(内線 633)

